

## 中東知的財産ニュースレター Vol.15

### ・サウジアラビア — 知的財産委員会の設立を予定

知的財産の保護に対するサウジアラビアのたゆまぬ取組みの一環として、サウジアラビア内閣は、最近、サウジアラビア知的財産委員会を設立する提案を承認した。同委員会は、商業投資省の管轄下で、国内の知的財産にかかわる様々な問題を取り扱う。

このニュース以前にも、近年のサウジアラビアでは、次のような出来事が起きている。

- (1) 異議申立ての手続きが、純粹に法的な手続きから行政上の手続きに切り替わった。
- (2) オンライン申請でも商標の更新登録を行えるようになった。

以上は、自国のイノベーションおよび経済体制の発展に対するサウジアラビアの積極性が垣間見える取組みの例である。

### ・ヨルダン — 看板へのアラビア語記載を忘れずに

ヨルダンでは最近、120社以上の企業が、「標章のアラビア語訳を看板に記載していない」との理由で警告を受けた。この警告は、アラビア語の保護に関する2015年法律第35号の第5条の規定に基づくものである。規定によると、看板におけるアラビア語以外の言語の使用は、対応するアラビア語訳が原文よりも目立つ極めて大きなフォントで記載される場合に限って認められる。ただし、その縮尺は、法律には明記されていない。特筆すべき点として、この法律に違反すると、1,400～4,200 USドルの罰金が科されることになる。

標章のアラビア語表記は、選択制ではなく、現地の規制によって定められている法律上の要件であるという事実を踏まえると、「第35類」の事業においては、ラテン語系の言語だけでなく、現地語への音訳でも登録を行うことが推奨される。アラビア語での商標出願を行うことの主なデメリットとしては、当然ながら、審査および登録手続きに追加的な費用がかかることが挙げられる。しかし、関連コストを考慮しても、アラビア語の商標を保護する手続きを行うほうが、メリットが大きい。また、紛らわしいほど類似したアラビア語音訳を使用している、または、その商標登録を行おうとしている第三者に対して商標権を行使する場合に、問題が生じることも考えられる。現地語に基づく商標の方が、権利行使しやすい。

中東および北アフリカ地域では、ヨルダン以外にも、エジプト、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエメンの各国で、標章のアラビア語訳を看板に記載することが義務付けられている。

## ・中東・北アフリカ地域 — ジェネリック医薬品と特許権侵害の免責

中東・北アフリカ (MENA) のほぼすべての地域の特許法で、何が侵害行為とされるか、また、どの時点から当該行為が侵害とされるかは明確に定義されている。また、MENA 地域外のほとんどの国と同様、多くの場合、次のように簡潔に要約できる免責規定が適用される。すなわち「該当の製品および／またはプロセスが直接的な商用・利益目的で使用されない限り、かかる行為は侵害とされない」。

上記の免責規定は、より良く知られている「ボーラー条項」や「ハッチ・ワックスマン法」と本質的に類似している。実際、この状況が MENA 地域でより広く見られるようになるにつれ、また急成長を遂げている現地のジェネリック産業に特に押される形で、免責の範囲が拡大解釈され、関連する特許権の失効した際に迅速に承認を得る目的で販売承認申請書が提出されるまでになった。

FTA や TRIPS といった国際協定の結果、規制によるデータ保護 (RDP) が適用される地域では、ジェネリック企業が、必要な生物学的同等性試験によって販売承認申請書を裏付けられないという事態が生じることが考えられる。ただし、このような事態も、現地で臨床試験を実施し、その情報を裏付けとして提出することによって克服できる場合がある。

現地のジェネリック産業は成長の重要な原動力の一つであるなかで、現地当局は、ソーシャルヘルスケアが重視されている地域で、より安価な薬剤に対するニーズが高まっていることを受け、現地のジェネリック医薬品の価格優遇措置を法律に盛り込んだほか、入手可能な場合はジェネリック医薬品を提供することを調剤薬局に義務付けるなどの施策も取ってきた。

MENA 地域ではジェネリック産業が既にしっかりと確立されており、ヨルダン、レバノン、サウジアラビア、エジプト、モロッコ、イラン、アラブ首長国連邦などの国では急速な成長が見られる。また、既存の社会医療制度の中でも医薬品に対する値下げの圧力が常にかかっていることから、外国のジェネリック企業よりも、現地・地域のジェネリック企業のほうにアドバンテージがあるケースも見られる。

現在の MENA 地域には、米国の食品医薬品局が管理しているオレンジブックのような特許リスト制度を持つ国は存在しない。そのうえ、効果的な特許連携制度もないため、ジェネリック医薬品を防ぐ負担は、主に特許権者の肩に重くのしかかっている。したがって、特許権者は、保健当局に登録される化学物質に関連するすべての特許をリストアップしておくことが強く推奨される。販売承認後に特許権を取得した場合も、その最新情報を保健当局に報告することが推奨される。

## ・エジプト – 知財の展開

アフリカとアジアの両大陸をつなぐ位置にあり、ヨーロッパにも非常に近いエジプトは、中東・北アフリカ（MENA）地域において、独自の立場でますます重要な役割を持つようになってきた。エジプトは、9,400万人という周辺地域で最大の人口を誇る。エジプトの人口の大部分は都市部に住んでおり、そのほとんどは、人口密度の高いカイロやアレクサンドリアなど、ナイル川沿いの肥沃な大都市に集中している。

エジプトは、MENA 地域で最も大きく、最も多様な国の一つであり、その経済成長は、今後も加速が続くと予測されている。現地の主な産業としては、繊維生産、食品加工、観光、化学品、医薬品、石油・天然ガス、建設、軽工業などが挙げられる。エジプトからの輸出品は原油・石油製品、綿、繊維、金属製品、化学品などで、輸入品は機械、食品、化学品、燃料などである。年間 GDP 成長率は前年比平均 3.8%で、GDP は 1.105 兆ドル、1人当たり GDP は 12,100 ドルである。また、GDP の産業別構成比は、農業が 11.3%、工業が 35.8%、サービス業が 52.9%である。

エジプトでは、商標、特許、意匠、著作権、企業秘密の保護、および不正競争の防止に関し、総じて包括的な法規制の体系がある。また、エジプトは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）、ベルヌ条約、マドリッド協定（原産地）、ナイロビ条約、パリ条約、レコード保護条約、商標法条約、ハーグ協定、マドリッド協定（商標）、マドリッド協定議定書、特許協力条約、ニース協定、ストラスブール協定の加盟国である。

近年の当局は、模倣品を取り締まる新法を制定するほか、あらゆる知財関連問題を専門に取り扱う経済裁判所を設立することにより、知的財産権を保護する活動を推進してきた。さらに、エジプトへの不正輸入品を取り締まる活動の一環として、当局は、2016年3月発効の一連の規制を定めた。これらの規制は、「特定の輸入品は、輸出入管理公団（General Organization for Export and Import Control, GOEIC）による許可を受けない限り、エジプト市場に合法的に入ることが認められない」としている。輸入業者が許可を受けるためには、製造業者の名前を記録するほか、輸入品の商標の GOEIC への登録も行わなければならない。これは言うまでもなく、輸入品が模倣品でないことを証明する手続きである。

エジプトは、商標に関しては、ニース分類第 10 版に準拠している。また、単一の出願に複数の区分を含めることはできない。商標の審査は、方式的・絶対的・相対的拒絶理由について実施され、異議申立ては、公告日から 60 日以内に提起できる。商標の保護期間は出願日から 10 年間で、その後も同じ期間の更新が可能である。過去 5 年間連続して商標の使用実績が見られなかった場合、利害関係者により取消し訴訟を起こされることがある。

特許に関しては、エジプト特許庁が、2013年4月以来、国際調査機関（ISA）および国際予備審査機関（IPEA）の役割を果たしている。アラビア語圏では国際特許の受理官庁として機能する特許庁が増えているが、中でもエジプト特許庁は、調査・審査のために選ばれることが多い。それには主に二つの理由がある。すなわち、1) 出願をアラビア語で行う必要があるため、および、2) 現地の出願人にとって関連費用がはるかに安価なためである。

エジプト特許庁は、2014年9月にオマーン特許庁との間で締結した覚書（MoU）の内容に基づき、オマーン特許庁の代理審査機関としての業務も行っている。また、エジプト、オマーン、サウジアラビア、カタールの各特許庁を受理官庁として国際特許出願を行う出願人は、エジプト特許庁をISAに指定することができる。

外国特許出願は、パリ条約に基づく優先権を主張して12カ月以内に行うか、あるいはPCTに基づき、最も早い優先日から30カ月以内に国内段階に移行することができる。出願が特許査定されると、特許付与時に官報で公告され、公告日から3カ月以内に異議申立てを行うことができる。

所定のPCT規則に従い、特許権は国際出願日から20年間保護される。特許年金は、毎年、国際出願日の応当日の前日までに支払うものとし、出願のエジプト国内移行時点で発生する。支払いの遅れについては1年の猶予期間が認められるものの、追徴金が発生する。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 15

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.

**SABA**  
INTELLECTUAL  
PROPERTY

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。